



小学校、中学校等において、障害者等による文化芸術活動を行っている団体による公演や、文化芸術団体による障害のある子供たちも鑑賞しやすいよう工夫された公演を実施する。その際、事業の公演に関するワークショップを行い、児童・生徒を実演に参加させるとともに、実演指導又は鑑賞指導を行う（複数が合同で実施する場合を含む。）。

イ 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

ウ 公演団体

実施に関し、相応の実績を有する文化芸術団体

(5) 文化施設等活用事業

ア 実施内容

小学校、中学校等において、美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設を会場とし、芸術家やエドゥケーター等が協力し、子供たちがより効果的な鑑賞及び体験ができる公演やワークショップを実施する。

イ 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

ウ 公演団体

当該分野において優れた活動を行っている文化芸術団体又は芸術家

3 主催者

主催者は、次のとおりとし、必要に応じて、会場の管理者、市（区）町村、市（区）町村教育委員会、その他文化庁長官が適当と認める者を加えることができる。

(1) 文化庁

(2) 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数（以下「都道府県等」という。）

(3) 小学校・中学校等

4 参加者

参加者は、原則として児童・生徒、教職員及び保護者とする。

5 実施会場

実施会場は、原則として小学校・中学校等の施設とする。ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できる施設が無い場合等、又は文化施設等活用事業では、文化施設等適切な施設で実施することができる。

6 事業の決定

(1) 巡回公演事業